

滋賀労働総合庁舎（滋賀労働局・大津労働基準監督署・ハローワーク大津）



令和7年度滋賀労働局行政運営方針の概要

誰もが安心して働ける滋賀をめざして

滋賀労働局は、総合労働行政機関として地域や国民からの期待に応えるため、次の事項を最重点課題として、各種情勢に対応した雇用・労働施策を労働局・労働基準監督署・ハローワークが一体となって積極的に取り組めます。

- 第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援
- 第2 リ・スキリング、労働移動の円滑化
- 第3 人手不足対策の推進
- 第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組



第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 最低賃金・賃金の引上げには、特に中小企業等の生産性向上が不可欠であり、業務改善助成金により、業務改善や生産性向上に係る企業のニーズに応え、賃金引上げを支援し、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行います。

また、本省が委託する「働き方改革推進支援センター」と連携し、ワンストップ相談窓口において、生産性向上等に取り組む事業者等に対して支援を行います。

(2) 滋賀県働き方改革推進協議会における政労使の協力を得て、中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃金引上げに向けた環境整備が円滑に進むよう、連携した取組をしていきます。

(3) 最低賃金制度を適切に運営するため、最低賃金の改正等について、使用者、労働者等に周知するとともに、最低賃金の遵守徹底を図ります。

(4) 監督署において、短時間労働者等の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、雇用環境・均等室又は職業安定部による効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促し、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

(5) 短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりを支援するために、キャリアアップ助成金の新たに設けた「社会保険適用時処遇改善コース」や拡充した「正社員化コース」をはじめ、各コースの周知、活用勧奨等を実施します。

(6) ステップアップを目指す非正規雇用労働者等について、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。

(7) 令和6年4月の省令改正により、無期転換申込権が発生する契約更新時における労働条件の明示事項に無期転換申込機会と無期転換後の労働条件が追加されたことを踏まえ、無機転換ルールの円滑な運用に向けた周知・啓発を図ります。

もう最低賃金みてくれた?

滋賀県最低賃金 (令和6年10月1日発効) **1,017円** (時間額)

特定(産業別)最低賃金(令和6年12月31日発効)

時間額	時間額	時間額	時間額
1,046円	1,060円	1,050円	1,062円
ガラス・陶製品、セメント・陶製品、衛生陶器、紙業・無鉛製品、炭素繊維製造業	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス、電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	自動車・同附属品製造業

お問い合わせ先
 滋賀労働賃金室 077 (522) 6654 彦根労働基準監督署 0749 (22) 0654
 大津労働基準監督署 077 (522) 6616 東近江労働基準監督署 0748 (22) 0394
 総務省のホームページ https://jette.mhlw.go.jp/shigaworkerskyoku/hourei_enfido_tetsuzu/kf/sahei_chi.html



パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆう」ちゃん

第2 リスキング、労働移動の円滑化

1 リスキングによる能力向上支援

- (1) 滋賀県との共催による地域職業能力開発促進協議会において、①地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定、②訓練修了者や当該修了者を採用した企業等のヒアリングによる訓練効果の把握・検証により、地域のニーズに対応した職業訓練コースの設定等を促進します。
- (2) デジタル分野に係る公的職業訓練については、訓練委託費等の上乗せ措置等を活用し、訓練コースの拡充を図ります。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。
- (3) 一社でも多くの企業や労働者の人材の育成・活性化を支援するため、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスキング支援コース」の更なる積極的な活用勧奨を図ります。

2 成長分野等への労働移動の円滑化

- (1) 就労経験のない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで賃金引上げを行う事業主に対して高額助成する特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の周知・広報を図り、賃金上昇に伴う労働移動の支援を行います。
- (2) 円滑な労働移動を実現するためには、職業情報、職業能力、職場情報などの情報を「見える化」することが重要なため、職業相談等の場面においては、求職者のニーズ・状況を踏まえ、職業情報及び職業能力に関する情報を整備した「job tag（職業情報提供サイト）」や、企業の勤務実態などの働き方や採用状況に関する情報を検索・比較できる「職場情報総合サイト（しょくばらぼ）」を活用しながら再就職支援を実施します。
- (3) オンラインによる職業相談の実施、セミナーのオンライン配信、SNS・HPを活用した情報発信等により、サービスの向上を図ります。

第3 人手不足対策の推進

- (1) 医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野のマッチング支援を強化するため、県や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図ります。
- (2) また、ハローワーク大津に設置した「人材確保対策コーナー」を中心に、潜在求職者の積極的な掘起こし、求人充足に向けた支援、重点的なマッチング支援等を実施します。
- (3) 労働局に設置している「『医療・介護・保育』求人者向け特別相談窓口」に寄せられた情報を基に必要な対応を行うとともに、窓口の周知に努めます。
また、雇用仲介事業については、改正された職業安定法に基づく省令及び指針について、適切に履行されるよう取り組みます。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(1) 常用雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について、報告徴収等の実施により着実な履行確保を図ります。

(2) 高齢者の就労による社会参加を支援します。

- ▶ 65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた企業への意識啓発・機運醸成を図りつつ、70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を推進します。
- ▶ 65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、県内のハローワーク(出張所を除く)に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を行います。
- ▶ 高齢求職者の多様な就業ニーズに対応するため、シルバー人材センターが提供可能な就業情報を定期的に把握し、臨時的かつ短期的な就業又は軽易な就業を希望する高齢者には、シルバー人材センターへの誘導を行います。

(3) 障害者の就労を支援します。

- ▶ 令和5年4月から新たな雇用率が設定され、令和6年4月、令和8年7月に法定雇用率が段階的に引き上げられるとともに、令和7年4月に除外率の引き下げが予定される中、雇用率未達成企業の増加が見込まれるため、除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業等に対して、障害者の業務の選定等の雇入れ支援を積極的に行い、早期対応を促進します。



- ▶ 精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害者特性に対応した就労支援を推進します。
- ▶ 法定雇用率が段階的に引上がることを踏まえ、公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行います。

(4) 外国人求職者への就労を支援します。

- ▶ ハローワークの外国人留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と連携しながら、留学生の国内就職促進のための就職支援を行います。
- ▶ ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員等による個々の外国人の特性に応じた早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を行います。
- ▶ 身分に基づく在留資格の外国人等を対象に、日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労支援等を行います。
- ▶ 外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問や雇用管理セミナーを通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に行います。

(5) 多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の就労を支援します。

- ▶ 滋賀新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施します。また、就職活動に様々な困難を抱える学生等に対して関係機関と連携した支援を実施するとともに、地方公共団体等と連携して就職面接会・説明会を開催します。
- ▶ フリーター等を対象に、滋賀わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援します。

2 仕事と育児・介護の両立支援

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の周知の強化等を内容とする育児・介護休業法の改正について、労使に十分に理解されるよう周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。

また、「産後パパ育休(出生時育児休業)」を含む育児・介護休業法に基づく両立支援について、引き続き周知に取り組むとともに、両立支援助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児・介護が両立できる職場環境の整備を図ります。



次世代法改正に伴う「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「くるみんプラス」の新しい認定基準について広く周知するとともに、認定の取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

(2) 子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたマザーズコーナーにおいて、個々の求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進します。また、来所が難しい方に対して、オンラインセミナーやオンライン職業相談等の就職支援サービスを実施します。

(3) 不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境整備に取り組む事業主に対し、両立支援助成金の活用による支援を行います。

3 ハラスメント防止対策

(1) 職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等ハラスメントの防止措置を講じていない事業主に対し、厳正な指導を行うなど、法の履行確保を図ります。

また、いわゆる就活セクハラやカスタマーハラスメントについては、防止対策の「望ましい取組」の周知徹底を図るとともに、学生からの相談等により把握した事案に対しては事業主に対して適切な対応を求めます。

労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、あらゆる機会を捉え周知に取り組めます。



4 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制に向けて取り組みます。

- ▶ 過重労働が行われているおそれがある事業場や過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、長時間労働の抑制や健康障害を防止するための監督指導を徹底します。
- ▶ 働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等や本省が委託する「働き方改革推進支援センター」が行う各種支援と連携し、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。
- ▶ 令和6年4月から時間外労働の上限規制の適用対象となった医師、自動車運転者、建設業等について、引き続き懇切丁寧な相談対応を心がけるとともに、中小事業主に対しては、生産性向上を図りながら労働時間短縮に取り組む場合に利用いただける、「働き方改革推進支援助成金」の活用を促進し、支援を行います。
- ▶ 自動車運転者、建設業の時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、国民全体の理解を得るため、必要な周知・広報を行います。
- ▶ 大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止に向けて関係省庁と連携を図りつつ、その防止に努めます。



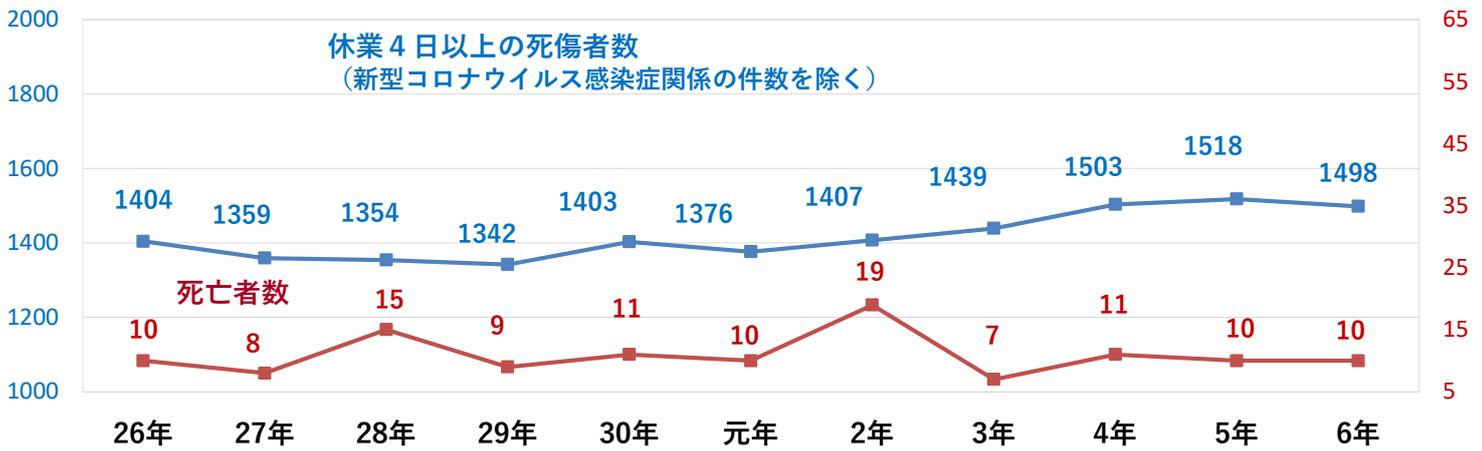
(2) 労働条件の確保・改善対策に取り組みます。

- ▶ 労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては司法処分も含め厳正に対処します。
- ▶ 令和6年4月から労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲等が追加されたことから、引き続き労働契約関係の明確化のための制度等の見直しについて周知・啓発を図ります。
- ▶ 外国人労働者、自動車運転者、障害者である労働者の法定労働条件の確保及び労働環境の改善にも取り組みます。
- ▶ 「労災かくし」の排除のため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、事案の把握、調査を行い、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。

(3) 第14次労働災害防止推進計画を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備に取り組みます。

- ▶ 「ゼロ災・滋賀」を合い言葉に、労働局、管内の事業者、労働者等の関係者が一体となり、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、第14次労働災害防止推進計画の各指標の達成を目指した対策を推進します。
- ▶ 特に、「転倒」、「腰痛等」、高所からの「墜落・転落」、機械等への「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止に重点を置き、労使一体となった取組を働きかけていきます。

滋賀における労働災害による死傷者の推移



(4) 過労死等事案をはじめとする労災事案について、認定基準に基づき、的確な労災認定を徹底します。

5 多様な働き方、働き方・休み方改革

- (1) 年次有給休暇の取得促進に向けて、10月に実施している年次有給休暇取得促進期間や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。
- (2) 勤務間インターバル制度の導入促進のため、働き方・休み方改善コンサルタントによるコンサルティングや、働き方改革推進支援助成金の活用勧奨などにより支援を行います。
- (3) 適正な労務管理の下で安心して働くことができるテレワークの導入・定着促進を図るため、中小企業事業主を対象とした、「人材確保等支援助成金(テレワークコース)」の相談・申請があった場合は懇切丁寧な対応を行います。また、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に沿った各種施策の周知など、企業の環境整備に対する支援を行います。
- (4) 多様な正社員制度について、事例の提供等による更なる周知等を行います。

6 フリーランスの就業環境の整備

- (1) フリーランスからフリーランス・事業者間取引適正化等法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合に、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、本法の着実な履行確保を図ります。
また、フリーランスから発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。
- (2) 労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大に伴い、特定フリーランス事業の承認を検討する特別加入団体や特別加入を希望するフリーランスに丁寧な説明や制度の周知を図ります。

「その」フリーランスのあなた!
フリーランスと取引するあなた!

新しい法律が
できました!

2023年5月公布・
2024年秋頃までに
施行予定

フリーランス・事業者間取引適正化等法

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化とフリーランスの方の就業環境の整備を図ることを目的に制定されました。

フリーランスに対して業務委託する発注事業者には守るべき義務があります。

詳しくは発注者の
解説ページ

内閣官房 公正取引委員会 厚生労働省

滋賀労働局の組織

滋賀労働局 〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	総務部 総務課 TEL:077(522)6647	労働保険徴収室 TEL:077(522)6520
	労働基準部 監督課 TEL:077(522)6649 健康安全課 TEL:077(522)6650 医療係 TEL:077(522)1131	賃金室 TEL:077(522)6654 労災補償課 TEL:077(522)6630
	職業安定部 職業安定課 TEL:077(526)8609 職業対策課 TEL:077(526)8686 訓練課 TEL:077(526)8608	電子申請センター TEL:077(526)7557 助成金コーナー TEL:077(526)8251 需給調整事業室 TEL:077(526)8617
	雇用環境・均等室 TEL:077(523)1190	

労働基準監督署

署名	電話番号	所在地	管轄区域
大津	(監督)077(522)6616 (安衛)077(522)6678 (労災)077(522)6644	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	大津市・草津市・守山市 栗東市・野洲市・高島市
彦根	0749(22)0654	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	彦根市・長浜市・米原市 愛知郡・犬上郡
東近江	(監督)0748(22)0394 (安衛)0748(41)3366 (労災)0748(41)3367	〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14	東近江市・近江八幡市 甲賀市・湖南市・蒲生郡

ハローワーク（公共職業安定所）

所名	電話番号	所在地	管轄区域
大津 (マザーズコーナー)	077(522)3773	〒520-0806 大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎1・2階	大津市・高島市
高島出張所	0740(32)0047	〒520-1214 高島市安曇川町末広4丁目37	[高島市]
長浜	0749(62)2030	〒526-0032 長浜市南高田町字辻村110	長浜市・米原市
彦根 (マザーズコーナー)	0749(22)2500	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎1階	彦根市・愛知郡・犬上郡
東近江	0748(22)1020	〒527-0023 東近江市八日市緑町11-19	東近江市・近江八幡市 蒲生郡
甲賀 (マザーズコーナー)	0748(62)0651	〒528-0031 甲賀市水口町本町3丁目1-16	甲賀市・湖南市
草津	077(562)3720	〒525-0027 草津市野村5丁目17-1	草津市・守山市 栗東市・野洲市

ハローワーク付属施設等

付属施設等名	電話番号	所在地
シニアジョブステーション滋賀	077(521)5421	大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階
ハローワーク東近江マザーズコーナー (滋賀マザーズジョブステーション)	0748(37)3882	近江八幡市鷹飼町80-4 滋賀県男女共同参画センター内
ハローワーク東近江 ハローワークプラザ近江八幡	0748(33)8609	近江八幡市鷹飼町562 近江八幡第一ビル7階
滋賀新卒応援ハローワーク（しがジョブパーク）	077(563)0301	草津市西洪川1丁目1-14 行岡第1ビル4階
滋賀マザーズジョブステーション・草津駅前	077(598)1486	草津市大路1-1-1 エルティ932ガーデンシティ3階
守山市地域職業相談室（ジョブプラザ守山）	077(583)8739	守山市梅田町2-1-205 セルバ守山2階

総合労働相談コーナー

コーナー名	電話番号	所在地
滋賀労働局総合労働相談コーナー	077(522)6648	大津市打出浜14-15 雇用環境・均等室内
大津総合労働相談コーナー	077(501)3976	大津市打出浜14-15 大津労働基準監督署内
彦根総合労働相談コーナー	0749(22)0654	彦根市西今町58-3 彦根労働基準監督署内
東近江総合労働相談コーナー	0748(41)3363	東近江市八日市緑町8-14 東近江労働基準監督署内